

## 償還（回数・金額）変更申込書

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

横浜市職員共済組合貸付の償還（回数・金額）を変更したいので申し込みます。

貸付種別	1 普通    2 住宅    3 災害    4 在宅介護対応住宅 5 医療    6 入学    7 修学    8 結婚    9 葬祭	共済組合受付印								
貸付番号	号									
職員番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
所属	区・局	課								
氏名	所属電話									
変更希望月	年	月から								

### 償還（回数・金額）変更の内容

		変 更 後	変 更 前
1 回数変更	毎月分	回	回
	期末・勤勉手当分	回	回
2 金額変更	毎月分	円	円
	期末・勤勉手当分	円	円

### 注 意

- 1 償還（回数・金額）の変更は、1回限りです。利率が引き上げられたときは、償還額も引き上げられますので、償還回数を変更される場合はよくお考えのうえお申込みください。
- 2 これまでの償還回数とこれからの償還回数の通算回数は、最大償還回数以内とします。すでに、最大償還回数で償還している方は、償還額の減額変更はできません。
- 3 期末・勤勉併用償還をしている場合、毎月分の償還を先に終了すること及び毎月分の残高を期末・勤勉手当分より少なくすることはできません。
- 4 毎月償還のみの貸付けを期末・勤勉併用償還に変更すること及び期末・勤勉併用償還をしている貸付けを毎月償還のみに変更することはできません。
- 5 受付日によっては、希望月からの変更ができない場合があります。

問合せ先

横浜市職員共済組合福祉事業係

電話 671-3400